

神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、次に掲げる資金を積み立てるため、神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設等における太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源（永続的に利用できると認められるエネルギー源をいう。以下同じ。）を利用する発電設備等及び蓄電池設備等の導入、民間施設における風力発電設備、地熱発電設備等の導入等を図るための事業（これらの設備の維持管理及び更新に係る事業を除く。第8条第1号において「再生可能エネルギー等導入推進事業」という。）を支援することを目的として国から交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
- (2) 基金を使用して県有施設に設置した発電設備を用いて再生可能エネルギー源を交換して得られる電気の販売に伴う収入金

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

- (1) 前条第1号の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
- (2) 前条第2号の収入金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(区分管理)

第4条 前条第2号及び第3号（同条第2号に係る部分に限る。）に掲げる資金は、基金の他の資金と区分して管理するものとする。

(運用)

第5条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入する

ものとする。

(処分)

第8条 基金は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める場合に限り処分することができる。

(1) 第3条第1号及び第3号（同条第1号に係る部分に限る。）に掲げる資金 再生可能エネルギー等導入推進事業の経費に充てるとき。

(2) 前号に掲げる資金以外の資金 次に掲げる発電設備等及び蓄電池設備等の維持管理及び更新に係る事業の経費に充てるとき。

ア 基金を使用して公共施設等に設置された発電設備等及び蓄電池設備等

イ アに掲げるもののほか、県が設置した再生可能エネルギー源を利用する発電設備等及び蓄電池設備等

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則（平成24年7月17日条例第40号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、平成29年5月31日が終了した時において基金に第3条第1号及び第3号（同条第1号に係る部分に限る。）に掲げる資金があるときは、当該資金を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付するものとする。